

任意継続被保険者の標準報酬月額（上限額）の改定について

任意継続被保険者の標準報酬月額につきましては、健康保険法第47条において「毎年1回、退職時の標準報酬月額と、当該組合の平均標準報酬月額^(※)とを比べ、いずれか低い標準報酬月額に見直しを行う」となっており、当組合の平均標準報酬月額の変更にともない、**平成30年4月分より、次のとおり上限額が変更となります。**

※ 前年9月30日における当組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額

« 平均標準報酬月額（上限額） »

変更前（平成30年3月分まで）

500千円



変更後（平成30年4月分以降）

470千円

（参考）標準報酬月額 上限額適用の場合の保険料

	現行(平成30年3月分迄)	平成30年4月以降の保険料
平均標準報酬月額（上限額）	500 千円	470 千円
健康保険料(月額)	41,000 円 (料率 82.0/1000)	38,540 円 (料率は変更なし)
介護保険料(月額)	6,000 円 (料率 12.0/1000)	6,580 円 (※料率 14.0/1000)
合 計	47,000 円	45,120 円

平成30年度の保険料については、3月中旬頃に納付案内を郵送させていただきます。

以 上